

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

住んでい〜わと言われる「健康で明るい緑の文化都市」岩倉創造計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岩倉市

3 地域再生計画の区域

岩倉市の全域

4 地域再生計画の目標

岩倉市は、愛知県の北西部に位置し、名古屋市から北西10キロメートル圏にあって、全域が都市計画区域となっており、人口密度も愛知県内の市では名古屋市、北名古屋市に次いで高いなど、交通利便性の高い大都市近郊の住宅都市として「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像として掲げ発展してきた。

本市の人口は47,474人（平成26年4月1日現在）であり、面積は10.49平方キロメートルと愛知県内の都市では最小である。さらに、この狭小な面積の51%の市街化区域に約90%もの人口が集中しているため、都市環境の整備が課題となっている。

その市街地の中央に流れる五条川は、ふるさとのシンボルとなる貴重な水辺空間であり、特に、堤防の1,400本の桜並木がみごとに咲き誇る様は「日本のさくら名所100選」に選ばれるほどで、本市の宝として誇るべき地域資源である。また、五条川の堤防道路を尾北自然歩道に指定し、休憩施設や公園、親水護岸を整備しており、市民の憩いの場であるとともに散策やジョギングなどの健康づくりの場として四季を通じて多くの市民に利用されるなど、市民共有の郷土の貴重な財産として守り育てられている。

なお、桜まつり、水辺まつり、いわくら市民健康マラソンなど、本市の主要行事の多くは五条川と結びついており、また、小学校の水生物調査、クリーンアップ五条川などの市民レベルでの清掃活動なども毎年行われている。

さらに、五条川は、古くから農業用水として利用されており、昭和30年代後半には全国を席捲した工業排水・生活排水による水質汚濁もみられたが、排水規制の強化や平成7年の五条川左岸流域下水道の供用開始、さらに平成13年の五条川右岸流域下水道の供用開始により、BODは平成6年度の9.5mg/lから平成25年度の2.7mg/l（共に市内中流の待合橋下流での75%水質値）に減少しており、今まで確認されていなかったきれいな川に生息するといわれる「マシジミ」が市内12箇所で見つかるなど水質の改善が進みつつある。

しかし、岩倉市の汚水処理人口普及率は平成26年4月1日時点で74.0%であり全国平均88.9%と比較して約15ポイントも低く、平成25年度に実施した市民意向調査の結果では、前回（平成20年度）の調査結果に比べ、「生活排水処

理」の項目は、諸施策に対する満足度は17位から8位に高まっているものの、重要度も6位から4位に高まっている。また、平成23年度に実施した岩倉市環境基本計画アンケート調査でも、施策の重要度として「河川の水質保全」が「不法投棄の防止など」に次いで高く、五条川の水辺環境の再生と生活環境の改善は依然として大きな課題の一つと言える。

このように地域再生の途上にあることから、岩倉市全域における公共下水道と浄化槽の効率的な整備により、「住んでい〜わ」と言われる、質的に充実した「成熟した都市型社会」の形成を目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率 74.0% (基準値：平成26年4月1日)

→77.1% (中間目標値：平成29年4月1日)

→79.7% (計画目標値：平成31年4月1日)

(目標2) 五条川の水質の改善

待合橋下流でのBOD (75%水質値) 2.7mg/l (基準値：H25年度)

→2.7mg/l (中間目標値：H28年度)

→2.3mg/l (計画目標値：H30年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

岩倉市の汚水処理は、公共下水道においては、五条川左岸流域下水道地区では人口普及率はすでに97.2%であるが、地域再生計画の区域となる五条川右岸流域下水道地区の人口普及率は49.2%と整備が遅れている。このため、五条川の水質は依然、再生の途上である。

今後、この五条川右岸流域下水道地区の市街化区域において、汚水処理施設整備交付金を活用して公共下水道の整備を進めるとともに、引き続き、市域全体の市街化調整区域においては、浄化槽（個人設置型）の整備を進める。

市街化調整区域は、農地保全地域であり住宅建設は多く見られないが、老朽家屋が散見していることから、建て替えや改築が増えるものと見込まれるので、積極的に浄化槽整備を呼びかけることとする。

本地域再生計画の実施により、公共下水道と浄化槽の効率的な整備を図ることによって、岩倉市全域の汚水処理人口普及率を74.0% (基準値：平成26年4月1日) から79.7% (計画目標値：平成31年4月1日) まで向上させる。

また、公共下水道を整備した地区において公共下水道への接続を促し、五条川の待合橋下流での水質 (BOD (75%水質値)) を2.7mg/l (基準値：H25年度) から2.3mg/l (計画目標値：H30年度) に向上させる。

さらに、五条川の美しい水と緑にふれ、人々が交流する水辺空間を創造するために、市民との協働による桜並木の保全・育成活動を行い、五条川の水辺環境の

再生を推進するために、環境教育、環境イベントなどによる意識啓発及びボランティア活動団体の育成・活動支援を行う。

このように、汚水処理施設整備の推進と水辺環境の再生の取り組みを進めることによって、「住んでい〜わ」と言われる、質的に充実した「成熟した都市型社会」の形成を目指す。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当無し

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金【A3002】

公共下水道（五条川右岸流域関連公共下水道事業計画）の下水道法第4条の手続きは、次のとおり

下水道法事業認可	平成 6年	4月27日
下水道法変更認可	平成24年	3月13日
下水道法事業計画変更	平成29年	3月21日

〔事業主体〕

いずれも岩倉市

〔施設の種類〕

公共下水道及び浄化槽（個人設置型）

〔事業区域〕

＊ 詳細は別添整備区域図による。

公共下水道	岩倉市大山寺町・大山寺本町・大山寺元町 ・本町・宮前町・中本町・東町地区
浄化槽（個人設置型）	岩倉市の公共下水道整備計画区域外地区

〔事業期間〕

公共下水道	平成27年度～30年度
浄化槽（個人設置型）	平成27年度～30年度

〔整備量〕

公共下水道	交付金対象事業 φ200～φ400	9,857m
	単独事業 φ200	1,000m
浄化槽（個人設置型）	7人槽 24基	
各施設による新規の処理の処理人口		
公共下水道	2,316人	

浄化槽（個人設置型） 72人

〔事業費〕

公共下水道

事業費 1,106,000千円（うち、交付金 553,000千円）

単独事業費 724,355千円

浄化槽（個人設置型）

事業費 2,656千円（うち、交付金 884千円）

合計

事業費 1,108,656千円（うち、交付金 553,884千円）

単独事業費 724,355千円

5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「住んでい〜わと言われる「健康で明るい緑の文化都市」岩倉創造計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 美しい桜並木の保全・育成

内 容 五条川の桜並木は老木化が目立ち始めているため、市民団体「岩倉五条川桜並木保存会」をはじめとした市民との協働により、桜の剪定や施肥、後継木の育成などの保全・育成活動を計画的に進める。また、既存の樹木を保全するとともに、近隣の公共用地などにおける新たな植栽や、護岸に悪影響を与えない形式での補植方法や植栽ルールを検討し、関係機関との調整により、河川沿いの桜並木を存続する。（岩倉市単独事業）。

実施主体 岩倉市

実施期間 平成27年4月～平成31年3月

(2) 環境教育、環境イベントなどによる意識啓発

内 容 広報紙やホームページでのPR、まちづくり出前講座などの開催や活動紹介ブースの設置などを通じて、五条川の水辺環境の保全・再生やポイ捨て・ふん害対策の美化活動に対する市民意識を啓発する。また、市民団体「岩倉の水辺を守る会」などとの連携による小学校での水生生物調査のほか、市民団体が主体的に行う水

辺まつり、親子自然探検隊、生き物観察会、クリーンアップ五条川などの環境学習や水辺まつりなどの環境イベントを継続・充実し、五条川に対する水辺環境教育や市民意識の啓発を行う。（岩倉市単独事業）。

実施主体 岩倉市

実施期間 平成27年4月～平成31年3月

（3）ボランティア活動団体の育成・活動支援

内 容 より多くの市民による五条川の草刈りや清掃などの環境美化活動を促進するため、市民や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかける。また、市民主体の環境保全活動を促進するため、自然環境の保全や緑化を行うNPO法人などの組織化支援や市民活動団体の活動支援を行う。（岩倉市単独事業）。

実施主体 岩倉市

実施期間 平成27年4月～平成31年3月

（4）散策路の整備

内 容 レクリエーションや健康づくりとして、五条川の堤防道路などを楽しくウォーキングやサイクリングができるよう、施設整備や草花による緑化、市民団体「ふれあい花の会」などによる護岸花壇の管理を進める。また、安全で安心して散策ができるようにするため、街路灯の整備・充実に努めるとともに、防犯カメラの設置や自動車の通行制限などについて検討する。（岩倉市単独事業）。

実施主体 岩倉市

実施期間 平成27年4月～平成31年3月

5-5 計画期間

平成27年度～平成30年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に愛知県岩倉市が必要な各種人口調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、愛知県岩倉市の住民基本台帳データ、愛知県の公共用水域及び地下水の水質調査結果を用いる。中間評価、事後評価の際には、地区別の人口及び新たに下水道に接続した家屋の調査から下水道処理人口の集計を行うこと、新たに合併処理浄化槽を設置した家屋の調査から合併処理浄化槽設置人口の集計を行うこと等により汚水処理人口普及率の評価を行う。また、待合橋下流での水質調査結果からBOD（75%水質値）の評価を行う。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成25年 (基準年度)	平成28年 (中間年度)	最終目標
目標1 汚水処理人口普及率	74.0%	77.1%	79.7%
目標2 待合橋下流での BOD (75%水質値)	2.7mg/ℓ	2.7mg/ℓ	2.3mg/ℓ

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
汚水処理人口普及率	岩倉市の毎年の下水道処理人口及び合併処理浄化槽設置人口より
BOD (75%水質値)	愛知県が毎年発行する「公共用水域及び地下水の水質調査結果」より

本地域再生計画における汚水処理施設整備交付金に関連する事業の効率化及びその実施過程の透明性を一層向上させるため、事業に対する評価及び完了後一定期間経過した事業に対する事後評価を実施するにあたり、庁内に上下水道課・環境保全課・秘書企画課を始めとする関係部局で組織する「地域再生計画評価委員会」を設置する。

事業の進捗状況として、下水道整備延長、合併処理浄化槽設置数、下水道処理人口、合併処理浄化槽設置人口、下水道人口普及率、汚水処理人口、汚水処理人口普及率についての検証及び今後の事業のあり方について検討を行う。

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（岩倉市まちづくりのホームページ）、岩倉市広報紙（広報いわくら）により公表する。

6-4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし